

## 岐阜県環境影響評価審査会委員会A 議事録（概要版）

- 1 日 時：令和2年11月12日（木） 午前10時00分～午前11時40分
- 2 場 所：岐阜県水産会館2階 中会議室
- 3 議 題：尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者：神谷委員、浅野委員、伊藤委員、井上委員、奥村委員、佐野委員、高井委員、高野委員、早川委員、林委員、廣岡委員、肥後委員、山口委員  
都市計画決定権者（事業者、事業関係者を含む）8名、関係市担当者1名、事務局5名
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価準備書の概要及び手続きについて事務局から説明  
環境影響評価準備書及び委員等の意見に対する見解について事業者から説明の後、質疑応答を実施

### <質疑応答>

#### 【委員】

資料4の説明で他の委員の意見に対して、影響はないと見解を述べられておりますが、確かに事業敷地内に生息していないので影響は無いのかもしれませんが、工事等によって騒音・振動が発生するという事であれば、事業敷地外であっても影響を受けるのではないかと思います。直接的な影響は無いという事なら分かりますが、間接的には影響があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### 【事業関係者】

御指摘ありがとうございます。間接的影響につきまして騒音・振動などによる影響があるのではないかという御意見だったかと思えますけれども、こちらに関してはそれぞれの確認されました重要種の行動圏などの広さも考慮して、影響予測を整理しておりますが、最終的な書き方については再検討、取りまとめていきたいと思えます。

#### 【委員長】

その他いかがでしょうか。

#### 【委員】

ホンドキツネの繁殖に関して、私も現地で巣穴を確認しました。ホンドキツネは繁殖期及び子育て期を含めて事業の開始時期によってはかなり影響を受けるのではないかと思います。繁殖期を避けて施工を始める、また、ホンドキツネを適切な場所へ移動できる猶予を設けることをお考えなのでしょうか。そして影響を小さくする対処方法としてはどのようなことを考えているのかお伺いしたいと思います。

もう一点、準備書の8-9-13の鳥類のところですが、事業実施区域で繁殖していると考えられる種は、キビタキとホオジロがあげられ、越冬利用が確認された種はシロハラ、アオジ、シメ等があげられたとありますが、実際には繁殖の可能性のある種類が結構挙げられているのですが、キジバト、トビ、オオタカもこの場所ではありませんが非常に繁殖できる可能性がある環境です。次のページでキツツキ目のコゲラ、スズメ目のハシブトガラス、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、キビタキ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ、以上の種類がこの環境では実際に繁殖しうるものですが、こちらの根拠がわかりません。よろしくお願ひします。

**【事業関係者】**

まず1点目のキツネの繁殖期を踏まえた事業の開始時期に関して、調整できるのかという点につきましては、先ほど説明がありましたとおり、まだ事業者が決定していないということで、細かな工事等が決定していない段階でして、事業者が決定して、具体的なスケジュール等が出てくる時に、そういう点を配慮しながら検討していきたいと思います。

**【事業関係者】**

それまでに行います環境保全措置としましては、周辺で生息、利用が確認されました河川敷などを中心的に環境の生息環境の整備などを進めているところですので、そういったところを環境保全措置として位置づけていると考えております。

最後に鳥類に関します、繁殖利用というところでございますけれども、たしかにこの調査範囲一体というところでは、話がありました、トビやキジバトなどを含めて多数繁殖している種類が挙げられると思います。そのような認識をして、調査を進めてまいりました。そのうち事業、実施区域の中で、出入りが頻繁に確認できたとか、長期的に轉りが確認できたとか、エサ運びが確認できたとか、というところに関しましては、キビタキとホオジロというものが挙げられまして、これらについては繁殖がされているだろうと考えておりますけれども、営巣地までの特定までに至っていないところから、そういう記載に留めております。越冬利用に関しましても、同様に考えております。以上です。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか

**【委員】**

今御回答のなかで、事業実施区域外で、キツネの生息環境の回復・保全をしていることが対策の一つといえるというような主旨のことをおっしゃったと思うのですが、具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

**【事業関係者】**

御質問ありがとうございます。キツネに関する環境保全措置として、現在実施しているところでございますけれども、具体的には河川管理者である国土交通省と、河川敷の整備に関して協議を進めているところでございます。また、河川敷の利用者に対しましても、立入制限などを含めた協議を進めているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございます。もう一つ、キツネに関してですが、スライド資料の87ページ、総合評価のところ、キツネについては事後評価を実施するとあり、その調査で、環境への著しい影響が確認された場合またはおそれのある場合には、必要な措置を講じる予定であると記載されています。キツネの営巣地が事業区域内にありますので、最悪の場合は事業区域内から確認されなくなって全く事後の評価がわからない、というようなことも想定されます。仮定の話なので、お答えしにくいかもしれませんが、そういった場合にはどう対応しようというのを想定しているのか、考えをお聞かせ下さい。

**【事業関係者】**

事後調査については、おっしゃるとおり、営巣地があるところを全部変更してしまうという

ころで、代替措置をしたところで本当にどうなのかっていうのは、確かにそうですけども、ただやはり事業者として、そういう場所を改変するということで、できるかぎりの配慮をしようというところで、木曾川の河川敷に代替、住めそうな所をやっていこうと。その中で、そこを使っているかどうか、使われなくなっちゃうのかということを含めて確認していこうという位置づけの事後調査という風に考えていただければと思います。もしその時にまた、状況に応じて先生とも相談しながら、次はどうしようかということを考えていくと考えております。

**【委員】**

ちなみに、事後調査の大まかな調査内容というのは、これから検討される予定なのでしょうか。

**【事業関係者】**

はい、基本的には準備書のための調査と同様の調査を行うことを考えておりまして、自動撮影カメラによる確認を行っていく予定でございます。

**【委員】**

もう一つだけ、事後調査は、事業が完全に終わってから実施するという想定なのか、それとも工事中も含めて継続して調査するのか、どちらを考えておりますか。

**【事業関係者】**

それにつきましては、工事を実施している時、伐採などが入る時を含めて実施を考えております。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

その他はありますでしょうか。

**【委員】**

一つ教えていただきたいことがございます。スライド資料の11枚目ですけども、煙突の高さが未定となっております。航空法による高さ制限を受けるとありますが、今計画されている高さとか、他に制限をうける土地の最大高とか、そのあたりのことを教えていただけませんか。

**【事業者】**

準備書の2-21ページにもございます。航空法による高さ制限ということで、45メートル（水平表面の制限高さ）+39.6メートル（飛行場標点の標高）=84.6メートルが最大の高さという事ですが、この高さから事業実施区域の標高、こちらは事業者の提案により、標高が変わってくる、ということで確定していないということでございます。こちらのほうは事業実施区域の標高の31メートル以上を想定しておりますが、提案によって多少1メートル、2メートル変わってくるといったことがありますので、現時点では未定であります。

**【委員】**

ということは、31メートル±どれだけということを計画されているということでしょうか。

**【事業者】**

31メートル以上で事業提案をまとめています。

**【委員】**

それで、31メートル以上であることは確定しておられるということですね。

**【事業者】**

そこは31.5メートルか32メートルうんぬんというのは、事業者の提案によるところでございますので、変わってくるということでございます。

**【委員】**

それでしたら、この大気質の汚染物質の拡散の計算式に代入されている、煙突の高さの計画高っていう31.何メートルというものを計算されているということでしょうか。

**【事業関係者】**

はい。補足させていただきますけれども、標高が計画値の31メートルになりますので、先程、航空法に係る制限の高さが標高84.6メートルという話なので、そこから31とか32を引いた値が煙突の高さになります。予測上は今52.5メートルをぎりぎりあそこの場所で建てられる高さというところで、想定しているところでございます。以上です。

**【委員】**

ということは、建てられる一番高い煙突の高さの値を使って算出をされているということでしょうか。

**【事業関係者】**

はい、そのとおりです。

**【委員】**

それより低くなる可能性はあるということですか。

**【事業関係者】**

提案によってはあるかもしれません。ただ高さとしてはマックスが52.5メートルで、あと建屋の高さがどこまで高くなっていくかというのが、色々提案として出てくるのかなと考えております。

**【委員】**

煙突の高さが少し下がると、どのくらい下がるかわかりませんが、下がった時に逆転層の計算とかでどのくらい影響がでてくるのかというところを見積もられているのでしょうか。

**【事業関係者】**

煙突の高さが変わるというよりも、煙突と建屋の高さが変わってくる可能性があります。準備書の2-19ページを御覧いただくと、建物の現在の想定立面図になります。これをもとに予測を行っています。煙突の高さが先ほど最大で52.5メートルということで、それについてはほとんどマックスに近い値で建てるという風に想定してまして、それで変わってくるのが、工場棟って実際の処理を行う、工場の建物の高さが、メーカーの提案によって変わってくる可能性があります。

**【委員】**

煙突の高さは変わらないということによろしいでしょうか。

**【事業関係者】**

変わらないと考えていただいて結構だと思います。

**【委員】**

それでは未定と書かれないほうがいいのではないかっていうことと、それと、準備書の8-1-73ページを今開いていますけども、煙突の実体高で使って有効煙突の高さの計算をするという時に、計画の煙突の高さを何メートルとして算出したって言うのを言っていただけるとわかりやすいと思います。

**【事業関係者】**

はい。煙突の予測の時にこういう条件で用いたって言うところについては、煙突の高さについて記載したいと思います。すいません、そこには書いてないですけども、予測の条件として8-1-72ページに今回の予測の条件として設定したものをお示ししております。

**【委員】**

すみません。52.6メートルと書いてありました。これを書いてくださってあるのに未定っていうスライドがくるものですから。そして航空法で高さの制限を受けるとありますと、煙突がどのくらい低くなるのかっていうような印象を受けてしまうと思います。その低くなった時に、影響がまた変わるのではないかとというような心配がでてくると思います。その時に、大幅に1メートルくらいの誤差であればそんなに変わらないっていうのもわかりますが、ほとんど変わらないということを確認にされるか、大きく変わるのであればいくつからいくつまでの誤差で土をつけていただくのがいいのではないかなと感じました。以上です。

**【事業関係者】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか。お願いします。

**【委員】**

資料4の2ページの他の委員の意見に対する見解、3行目のところで質問があるのですが、全国の多くのごみ焼却施設があって、これまでごみピットから汚水が流出したという事例は無いとあるのですが、ここの所っていうのは、全国のこれまでの多くの焼却施設では、ごみピットからの汚水の流出のモニタリングをしていて、流出していないことをきちんと確認されているということでしょうか。それとも、事例的に汚水の事故が起こっていないというだけの話でしょうか。

**【事業関係者】**

基本的に、ごみピットのモニタリングをやっているという所はないと思います。今回書かせていただいたのは、おっしゃったように、事例的にここでこういう汚水事故があったという事例は無いという意味での、ありませんという記載です。ただ今動いている所は多いですけども、実際

焼却工場が止まってしまった後に、そこを開発するとき、やはり土壌の調査をするとですね、そういう調査は行われているのですが、そういう中でも、ピットの周りにですね、そういう汚染が見られたという事例についても聞いたことが無いので、そういうことはないのかなと考えております。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか。

**【委員】**

追加でお聞きします。現地調査に行けなかったのではわからないのですが、事業実施区域とその北部に、森林が広がっているということだったのですが、具体的にはどんな樹種の森林なのか教えていただきたい。

**【事業関係者】**

植物の樹林に関する御質問につきまして、御回答差し上げます。今、スライドの方にも出させていただいておりますけども（スライド 60）、今スライドに載っているのは予測結果の植生図となりおりますので、事業実施区域内は全てグレーの人工構造物になったということで書かれていますが、基本的にアベマキ群落（4番）などが一番樹林の種類としては多いというものになっております。

準備書につきましては8-10-6 ページに植生図を載せておりますけども、そちらを見ていただきますと、アベマキ群落の4番という緑色の所が一番多い状況です。これに対しまして、北側の木曾川の河川敷の方に広がっている樹林としましては、同じ4番のアベマキ群落が北東の方にまとまって見られるということと、その他としましては、エノキなどの生えているエノキ群落、またヤナギの低木林、高木林、そういったものが生育しているという状況です。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか。

**【委員】**

人と自然とのふれあいの活動の場の担当ですので、それでちょっと話をさせていただきますが、調査結果の方ですが、木曾川の沿岸のサイクリングロードと扶桑の緑地公園が対象となっておりますが、確かにそのあたり人家はあまりないですが、公園と接しているということで特に心配しています。スライド資料の77ページには人と自然とのふれあい活動の場の事が書いてありますが、予測結果として、特に景観の事と、交通量の二点だけで、影響は小さいと判断されていて、この点だけでよいのかと思います。68ページの所には、ここへ来られる方のことが書いてありますが、実際にここを活用している方、周辺の市町村の方が多いとなっておりますし、また散歩とかスポーツとか多様な利用形態が多いとなっております。従って、ここの中には、例えば野鳥を観察に来てみえる方もみえるでしょうし、きれいな空気を吸おうと目的に市街地からわざわざみえる方もあるのではないのかなということも思っています。すると、景観のことと、交通量の二点だけで考えてよいのかなと、考えてしまいます。

やっぱり悪臭とか、大気汚染ですね、大気環境の、これもふれあいの場に大きく影響しているのではないのかなと考えます。

例えば、悪臭についてはこの資料の中に丁寧に書いてありますので、悪臭の漏洩に関してプラットフォームとか各ポイントで対策を打ってみえますし、49 ページのところにありますし、またあの、臭気指数が 10 未満で、これでほぼ十分ですみたいに書いてありますが、やっぱりちょっと対策的にこれで本当によいのかなと思います。

一つは、正確な情報を発信していかなきゃいけないかなと思うのですが、現在コロナでもやっていますが、施設利用者のうち、感染者がいた場合にメールが届くということをやっていますよね、それと同じように、やっぱりふれあい活動の場でその実際にやってみえる方にそこで活動してみえる方に、リアルタイムで大気の情報がいくなようなシステムとか必要ではないかと思います。この前、ホームページとかを見ましたら、愛知県の環境情報というホームページがあって、そこにリアルタイムで一酸化窒素とか二酸化窒素とか、ぜんぶついていますよね。それで、古知野町ですか、測定局があってね、その情報が全部入っていますので、そこを利用すると、メール配信サービスもやっているんですよ、だからそういうのを利用されればよいと思いますし、それに岐阜県も、大気汚染常時監視テレメータシステムっていう優れたホームページがありますよね。あれみるとすごいのは、それに加えて PM2.5 とか、風向きとか、風速までリアルタイムで見れるようになっていたのですが、そういう情報を例えば QR コードを読めば、それぞれの情報がスマートフォンで見られるとか、そういう工夫に繋げていけるんじゃないのかなと思いますので、そういう点で前向きにやっていけるんじゃないのかなと思います。

それから、二つ目が、臭気指数の数値を下げる努力をしてほしいなと。10 だからよいということじゃなくて、もっとこれを 0 に近づける。要約書の 31 ページ見ましたら、緩衝緑地帯を設けて書いてありますね。それから圧迫感の低減に務めると書いてありますので、臭気指数をさらに低めるための、空気をさらなる浄化をするような、元々生えている樹種では、オニグルミですね、大気汚染を浄化するような木を、中に植えて頂いたり、ということも必要じゃないかと思いました。

感想みたいなことばかりになってすみませんが、とにかく臭いに過敏な方が多いですし、幼児から高齢者までいろんな方が、この公園を利用されたりしますので、より安心して、安全に活動できるような対策をいろいろ講じていただけたらと思います。以上です。

#### 【事業者】

今、指数とかいろんな数値をですね、組合のほうもホームページで公表していくという計画は持っています。あと、先生が、今教えていただいた、いろんな県のシステムを、もし利用できるなら、いろんな方面から情報を発信していきたいと思います。ありがとうございました。

#### 【委員】

もう一つ教えていただきたいことがあって、ダウンドラフト時の出現と上層逆転時の出現の条件は一緒ですよね。大気安定度が B、風速が 1～2メートルという事で 8-1-103 ページに記載されていると思いますが、そうすると両方同じ気象条件下で起こるとなれば、ダウンドラフト時と上層逆転時の両方の効果というものを考慮しないといけないのではないかとというのが疑問点としてあります。どのようにお考えになるかお聞かせいただければと思います。お願いします。

#### 【事業関係者】

確認させていただきますが、ダウンドラフト時と何が同時に起こるとい事でしょうか。

#### 【委員】

上層逆転時とダウンドラフト時の大気安定度が B、風速が 1～2メートル、出現時間が 235 時間、全く同じ時という事ですよね。同じ時に出現しているのであれば、その効果は二つ合わさっ

た効果になるのか、単独で考えていいのか、その辺りをどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

**【事業関係者】**

基本的には大気安定度と風速というところでは、上層逆転時ではBの1.2、ダウンドラフト時ではBの1.0というところなんですが、基本的には2つの現象は、上層逆転時というのは煙突の上の方で逆転層が発生することにより影響します。ダウンドラフト時というのは、建物による影響で煙突から吹いてきた風が逆に下に落ちてくる状況で、全く別の現象なので、Bの1.0付近で上層逆転もあればダウンドラフトも発生することがあるという事なので、この現象の二つが一緒に起こるといふ事はしないのかなというふうに考えています。基本的にはこれはそれぞれの事象について、高濃度が発生する条件としてのこういう可能性が有りますよというものを示させていただいて、その中でこういう条件だとこれくらいのものでますというところで、それが組み合わさることは考えていません。

**【委員】**

ダウンウォッシュの場合でも、年平均値へ影響を及ぼしている考察があるというふうに認識しているのですが、その点も併せていかがでしょうか。

**【事業関係者】**

ダウンウォッシュについては、強い横風によって煙突の頂部が負圧になって煙が下に落ちてくる現象で、風速が14.5メートルというのがかなり特殊な状況ですので、それが年平均値に響いてくるという状況にならないのかなという風に思っています。

**【委員】**

ダウンウォッシュよりもダウンドラフトの方がマイルドな状況と思うので両方同時に起こることはないかと断言されましたけど、常に最悪の場合というものを考えて、それでも大丈夫という風に示していただくと、皆さん安心をしてもらえないかと思えます。

**【事業関係者】**

ありがとうございます。

基本的には予測は御存知のとおり、長期平均濃度というところで年間の平均的なところで大体どれくらいですよという濃度をお示しするとともに、今お話しがあったこれらのケースは特異な気象条件の場合にこれくらいになりますというようなものを示しております。

ただ、それらがミックスして起こるのかというあまりにも過剰な条件という話にもなりますので、今回マニュアル等に基づいてこの5つの現象をお示ししていますし、年間どれくらいの頻度で起こるのかという事を注の6でお見せしている、年間数パーセントで起きるか起きないかという現象ですので、そういうところもお示ししながら結果をまとめているような形になっています。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか。

今回、岐阜県側からみて、大気質、景観等が大きく関わってくるかと思いますが、御意見等いかがでしょうか。景観はよろしいでしょうか。

**【委員】**

岐阜県の各務原市の方で回覧をされたということですが、どのくらいの方が各務原市の市民の

方でこの事業に対してちゃんと告知されているのか、配慮いただいているのかという事を事業者として御意見を聞かせていただけると有難いです。

**【事業者】**

事業者の方からの説明としましては、説明会の御案内を各務原市さんの方へ広報で御協力いただいて皆さんに見ていただける環境は作りました。縦覧はしましたけど、個別の回覧というのはやっておりません。どれくらい見られたかというのはちょっと難しいところがあります。

**【委員】**

私が記憶しているのは、以前各務原に住んでいる委員の方からケーブルテレビなどで告知をしてくださるという意見が出ていたと思うのですが、それは実施されなかったということでしょうか。

**【事業者】**

はい、しておりません。

**【委員】**

ありがとうございます。できましたら、私どもの意見を尊重して是非とも実施していただけると良いと思います。各務原に住んでおられた委員の方が言われるには、ケーブルテレビはよく見ているという事でしたので、なかなか自分の県の方に出来ないという事は、認知度が低いと思いますので、もう少しアナウンスを試みていただけると有難いと思います。今後の参考になさってください。

**【委員長】**

その他ございますでしょうか。

**【委員】**

植物の関係で、準備書の資料編の466ページにラン科のオオバノトンボソウがありますが、これも貴重で注目すべき種だと思いますので、ぜひ入れていただけたらと思います。

それから、491から492にかけて、カワラサイコとヒトツバタゴとミゾコウジュは確認地点が非公開となっていますが、草本のものは非公開となっていることは大切なことかと思いますが、木本のものはプレートか何かを付けて出した方が守れて行く場合もあるので、そのような事も検討していただきたいと思います。

自然保護協会の自然観察指導員をやっておりますが、たまに自然観察会を岐阜県でやるのですが、岐阜県の開催は人が集まらないのですが、愛知県で開催すると、人が集まってきます。それだけ自然環境保護に関する意識が愛知県の方は高い、また、そのような活動をされている方がいます。自然環境の自然観察指導員という方も多くみえて、そのような方がフィールドを歩かれて活動されている。そういう方々とも連携をして自然を守っていくといいですか、監視していくシステムは作れないかなという事を思います。野鳥の会の方とか、地域の自然保護をやっている方と、そのためには周囲に自然観察舎のようなもの（施設）を設けて自然を見守っていけるようなことを考えていってもよいのではないかと思います。長良川には長良川環境レンジャー協会というのがあって、長良川を美化していく保護活動など行っていますが、木曽川にもそのようなものがあれば、連携をして守っていただけたらと思います。その様なところにも目を向けて、地域で自然保護を行っている方と連携してやっていただけると良いと思います。

**【委員長】**

何かコメントございますでしょうか。

**【事業者】**

事業者だけでは限界がありますので、色々なグループ、地域の方と連携するという御意見をいただきましたので、しっかりと持ち帰りたいと思います。

**【委員長】**

その他ございますでしょうか。先ほども申し上げましたが、岐阜県側からの御意見からの取りまとめという事になります。

御意見もありませんので、これで質疑応答を終了します。